名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務

3　［略］

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	企画管理・執行担当	第八条第一項第一号から第三号まで、第十号から第十五号まで及び第十七号から第十九号までに掲げる事務
［略］		
東京出入国在留管理局横浜支局	企画管理・調査担当	第八条第一項第一号から第三号まで、第十号から第十九号までに掲げる事務
	処遇・執行担当	第八条第一項第四号から第九号まで及び第十六号に掲げる事務

3　［略］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［略］	
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務

名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十一号まで及び第三十二号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務

3　［同上］

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	企画管理・執行担当	第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務
［同上］		
東京出入国在留管理局横浜支局	企画管理・調査担当	第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務
	処遇・執行担当	第八条第一項第四号から第九号までに掲げる事務

3　［同上］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［同上］	
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務